

平成 31 年度(2019 年度)東京都区市町村分譲マンションの適正な管理に向けた
普及啓発活動支援事業補助金交付要綱

30 都市住マ第 470 号

平成 31 年 3 月 29 日

第 1 目的

この要綱は、分譲マンションの適正な管理に向けた普及啓発活動を実施する東京都内の区市町村に対し、東京都（以下「都」という。）が費用の一部を補助することにより、分譲マンションの適正な管理を促進することを目的とする。

第 2 通則

分譲マンションの適正な管理に向けた普及啓発活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

第 3 補助対象者

補助金の交付対象は、交付対象事業（以下「補助事業」という。）を行う区市町村で、次の規定に基づき、知事により選定された区市町村とする。

- 1 選定を受けようとする区市町村は、別に定める募集要項に基づき、実施申込書（別記第 1 号様式）を知事に提出する。
- 2 知事は、前項に規定する実施申込書の提出があった場合には、その内容を審査し、適当と認める区市町村を選定する。

第 4 補助事業

補助事業は、区市町村が実施する分譲マンションの適正な管理に向けた管理組合等に対する普及啓発事業のうち、次に掲げるものとする。

- 1 区市町村が普及啓発活動を行うことが必要と認めた分譲マンション管理組合等への個別訪問事業
- 2 専門家派遣による適正な管理を促進する支援事業（前項に規定する個別訪問により、区市町村が派遣を必要と認めた場合に補助対象とする。）

なお、一つの分譲マンションへの派遣回数は 10 回を限度とする。

第 5 都の補助

都は、予算の範囲内において、第 3 の規定により選定された区市町村に対し、別表に定めるところにより補助を行うものとする。ただし、補助の総額は、1 区市町村当たり 250 万円を限度とする。

第6 補助金の交付申請及び交付決定

- 1 第3の規定により選定された区市町村が補助金の交付を受ける場合は、補助金交付申請書（別記第2号様式）により知事に申請しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、区市町村に通知するものとする。
また、決定に当たって、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すものとする。

第7 交付決定の変更

- 1 区市町村は、補助金の交付決定後において補助金交付申請額の変更等が生じた場合、速やかに補助金交付変更等申請書（別記第3号様式）により知事に申請しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定の内容を変更し、区市町村に通知するものとする。

第8 申請の撤回

区市町村は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知の受領後14日以内に補助金の交付申請を撤回することができる。

第9 事情変更による決定の取消し

知事は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

第10 承認事項

区市町村は、補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更しようとし、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により、あらかじめ知事に申請して承認を受けなければならない。

- 1 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
補助金交付変更等申請書（別記第3号様式）
- 2 補助事業の内容を変更しようとするとき。
内容等変更申請書（別記第4号様式）
- 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
中止・廃止承認申請書（別記第5号様式）

第11 事故報告等

区市町村は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかにその理由及び状況を知事に報告し、指示を受けなければならない。

第 12 遂行命令等

- 1 知事は、区市町村が提出する報告書、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないものと認められるときは、区市町村に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきであることを命ずることができる。
- 2 知事は、区市町村が前項の命令に違反したときは、区市町村に対し、補助事業の一時停止を命ずることができる。

第 13 実績報告

- 1 知事は、分譲マンションが管理不全に陥る要因を解決し、自立的な改善を図るために効果的な手段を検証するため、区市町村に対し、実施状況について、随時、報告を求めることができる。
- 2 区市町村は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、完了実績報告書（別記第 6 号様式）により、速やかに知事に補助事業の実績を報告しなければならない。

第 14 補助金の額の確定

知事が第 13 第 2 項の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められるときは、知事は、交付すべき補助金の額を確定し、区市町村に通知するものとする。

第 15 是正のための措置

知事は、第 14 の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

第 16 補助金の請求及び交付

- 1 区市町村は、第 14 の規定による補助金の額の確定後、速やかに、知事に対し、請求書（別記第 7 号様式）により補助金の請求を行うものとする。
- 2 知事は、前項の請求内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

第 17 補助金の交付決定の取消し

- 1 知事は、区市町村が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付等を受けたとき。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (4) 区市町村が予定期間内に補助事業に着手しないとき又は補助事業が予定期間内に完了しないとき。
 - (5) 第 14 の規定により確定した交付すべき補助金の額が補助金交付決定額に達しないとき。
 - (6) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件、交付決定に基づく命令又は関連法令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第 14 の規定により補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

第 18 補助金の返還命令

- 1 知事は、第 9 又は第 17 の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 2 知事は、第 14 の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第 19 違約加算金及び延滞金

- 1 区市町村は、第 18 第 1 項の規定により補助金の返還命令を受けたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95%の割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。ただし、第 17 第 1 項の（2）、（4）又は（5）に該当する場合を除くものとする。
- 2 区市町村は、第 18 の規定による補助金の返還命令を受け、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95%の割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を前項の違約加算金とは別に納付しなければならない。

第 20 違約加算金の計算

第 19 の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、区市町村の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第 21 延滞金の計算

第 19 第 2 項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第 22 補助事業の帳簿等の作成及び保管

区市町村は、補助事業の収支に関する帳簿、証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類等を備えるとともに、補助事業の終了後5年間、これを保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費（※1）	補助金の額（※2）
補助事業に要する経費	次のうちいずれか低い額以内の額 ① 区市町村が実施する左欄の事業に要する経費のうち、社会資本整備総合交付金の交付額を除いた1/2の額 ② 左欄の事業に要する経費の1/2の額

※1 1区市町村当たりの補助対象事業費は500万円を限度とする。

※2 1,000円未満は切り捨てる。